

## 第五次北本市総合振興計画基本構想

### 1 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。

### 2 基本理念と将来都市像

#### (1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことをめざしています。その趣旨を踏まえ、将来の北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

「市民との協働による持続可能なまちづくり」

#### (2) 将来都市像

北本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことをめざし、次のとおり、将来都市像を定めます。

「緑にかこまれた健康な文化都市  
～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟へと向かい、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

### 3 将来人口

#### (1) 将来人口の目標

本市では、平成17年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の中間年度である平成32年度末人口は66,000人、最終年度である平成37年度末の人口は63,000人を目標とします。

#### (2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口及び年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和40年代から50年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからまちづくりに取り組む必要があります。

### 4 土地利用構想

#### (1) 土地利用の基本的な考え方

##### ア 自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

##### イ 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人にやさしいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めため、都市機能の効率化を推進します。

##### ウ 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路及び上尾バイパス等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

##### エ 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

#### (2) 区分別の土地利用の方向性

##### ア 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあ

った住宅供給の促進を図ります。

イ 農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

ウ 工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

エ 商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的ににぎわいが高められるよう交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

オ 環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

カ 複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

キ 沿道サービスゾーン

国道17号及び南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾バイパスについては、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

ク 土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

ケ 公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

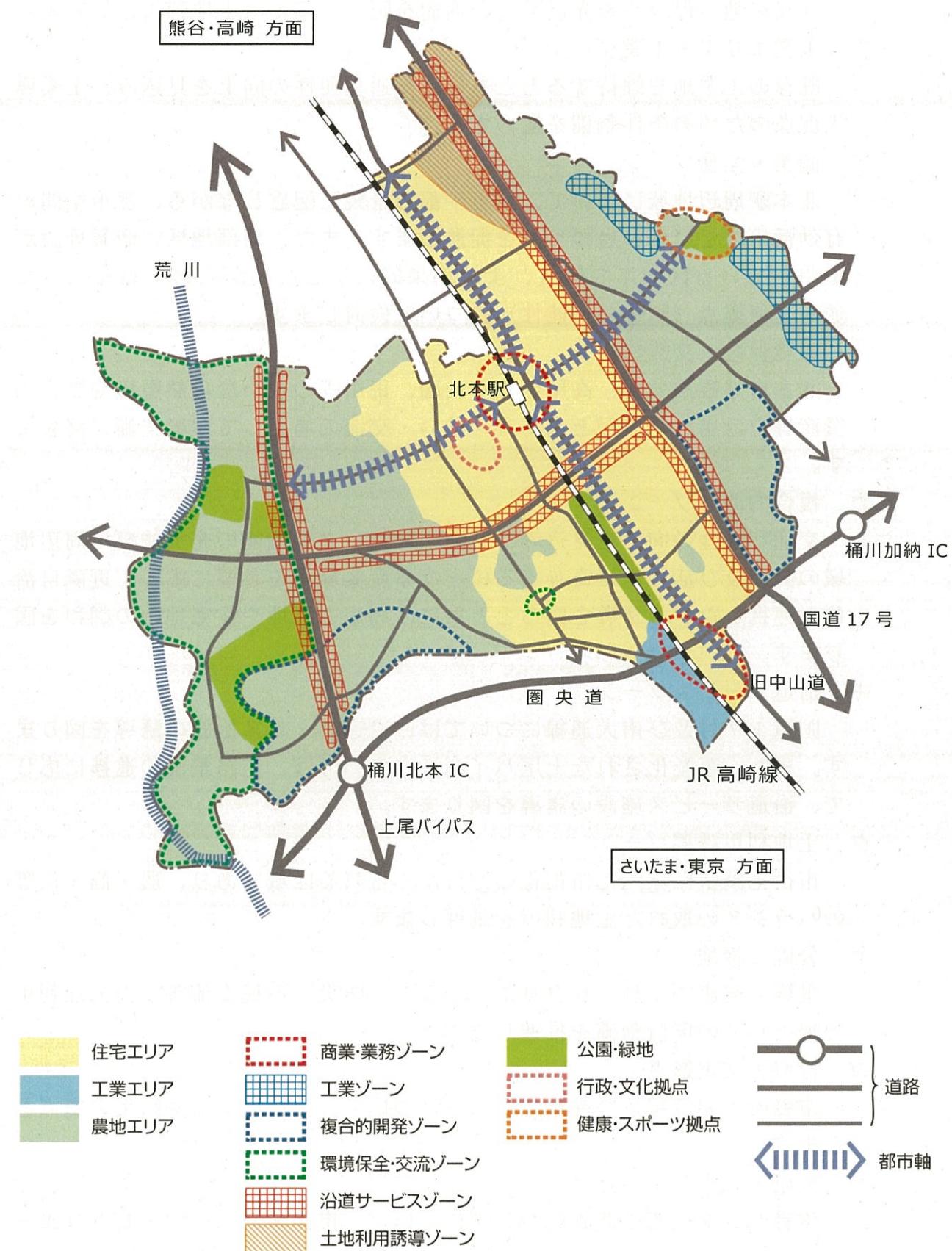
コ 行政・文化拠点

市役所、児童館及び文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

サ 健康・スポーツ拠点

体育センター及び北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



## 5 政策の大綱

### (1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

#### ア 基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちをめざします。

#### イ 施策

##### 1-1 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

##### 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実

安心して子どもを生み育てられるよう、母体の健康管理に努め、環境づくりを進めます。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施するとともに、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児初期・二次救急医療体制を整えます。

##### 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取組

障がいのある児童が安心して自立した生活ができるよう、児童及び保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。子どもにとって家庭が安心・安全に育つことができる環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。

##### 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

子どもが家庭で基本的生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りて子どもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

##### 1-5 学校教育の充実

これからの中社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう、教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います。また、子どもたちの発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備に努めます。

### (2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

#### ア 基本方針

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心

を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちをめざします。

## イ 施策

### 2-1 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声かけや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。

### 2-2 保健・医療の充実

高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし自立した健康な生活を送るため、健康づくり事業の拡充や疾病予防・早期発見により早期治療へつなげられる環境の整備を進めます。適切な医療を受けることができる環境を整えるため、「かかりつけ医」等を持つことなどの普及啓発活動に取り組みます。

### 2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促します。市民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 2-4 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業所の運営を支援するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。就労を希望する障がい者が、働く場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの運営に努めます。

### 2-5 社会保障制度の適正な運営

すべての市民が安心して生活できるようにするために、社会保障制度の充実や啓発に努めるとともに、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度では被保険者の適正な負担による安定した運営を図ります。また、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、適切な支援を行います。

### 2-6 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学習活動に取り組むため、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習施設の適切な管理を行います。また、若者や働き盛りの世代も参加しやすい環境づくりを進めます。

### 2-7 スポーツ活動の推進

市民がスポーツを通じて生きがいづくりや健康づくりをするため、多

様なスポーツやレクリエーションの機会を提供するとともに、体育施設の適切な管理を行います。

### (3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

#### ア 基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことをめざします。

#### イ 施策

##### 3-1 市民参画と協働の充実

地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

##### 3-2 暮らしを支える地域活動の支援

地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持及び自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。

##### 3-3 平和と人権の尊重

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るために啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を發揮できるような地域社会の形成に努めます。

### (4) 政策4 快適で安心・安全なまち

#### ア 基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取組を充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちをめざします。

#### イ 施策

##### 4-1 豊かな住環境の整備

安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上や、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

#### 4－2 バランスのある土地利用の推進

首都圏中央連絡自動車道の埼玉県内区間の全線開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化、高速埼玉中央道路の計画による優位性を生かした土地利用を進めるとともに、農地の生産性を維持するため、優良農地の保全に努めます。また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

#### 4－3 環境にやさしいまちづくり

環境への負荷を軽減し、地球にやさしい生活を実現するため、エネルギーを大切に利用することや4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進による水質汚濁の防止に努めます。また、新たなごみ処理施設の稼働をめざし、新たな広域処理体制の構築を進めます。

#### 4－4 道路、上・下水道、河川の整備

安全で利便性の高い都市基盤をつくるため、都市計画道路や生活道路の整備と維持管理に努めるとともに、安全で安定した水の供給や公共下水道の整備と適切な管理により、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。また、水路や河川の整備や適切な管理により、浸水対策を進めます。

#### 4－5 防犯・交通・消費者対策の強化

安全・安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や防犯施設の充実に努めます。交通事故が減少するよう、交通安全施設を整備するとともに、高齢者や子どもの交通安全教育を推進します。

また、消費者教育や啓発に努めるとともに、トラブルに遭ったときの解決への支援体制の強化を図ります。

#### 4－6 消防・防災の充実

安心で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようにするために、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実を図ります。

### (5) 政策5 活力あふれるまち

#### ア 基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、さまざまな地域資源を活用し、活力あるまちをめざします。

#### イ 施策

##### 5－1 農業・商業・工業の振興

持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付

上や市内購買率の向上を図ります。創業可能な環境づくりを進め、事業者が安定的に経営できるよう支援するとともに、企業誘致を推進します。地域にあるさまざまな資源を活用して観光の振興に努め、市内経済の活性化につなげます。

### 5－2 文化財の活用・保護

貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用して地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備します。郷土芸能の後継者育成や伝承活動等への支援を通じ、郷土芸能の保存に努めます。

### 5－3 就労対策の充実

雇用の促進につながる環境づくりに努めるとともに、就労対策の各種サービスの充実を図ります。職住近接の状況を生み出し、若者や女性等の地域での就労を促進します。

## (6) 政策6 健全で開かれたまち

### ア 基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現をめざすとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

### イ 施策

#### 6－1 市民との情報共有

市政への市民参加の促進と行政の透明性の確保のため、ＩＣＴの新たな活用方法による情報公開を進めるとともに、広報紙やＳＮＳ等を活用した情報発信に努めます。幅広く市民から意見・要望等を聴き市政運営に生かすため、さまざまな手法により広聴活動の充実を図ります。

#### 6－2 適正な事務の執行

行政事務の信頼を確保するため、庁内ネットワークのセキュリティ対策を実施し、行政情報を適切に管理します。公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、適正で公正な契約事務の執行や適正な会計処理に努めます。また、公平・公正に選挙事務を執行するとともに、若年層の投票率の向上を図ります。

#### 6－3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

効果的・効率的に事務事業を実施するため、行政評価を実施するとともに、公共施設等の適正な管理や財政計画の策定に取り組みます。また、ＩＣＴを活用した行政サービスの充実を図るとともに、税収の確保や質の高い窓口サービスの提供に努めます。地方自治体間の広域での連携により、効率的な行財政運営を進めます。

## (7) 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

### ア 基本方針

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため適宜見直しを行いながら、横断的で機動性の高い政策として推進していき、新たな「北本市の価値創造」をめざします。